

## 諸外国の義務教育制度の概要

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	フィンランド(*7)	シンガポール(*8,*9)
根拠法(*1,*2)	憲法、教育基本法、学校教育法	各州憲法、各州教育法	1944年教育法、1988年教育改革法、1996年教育法等	教育基本法(フィヨン法)	各州憲法、各州学校法	憲法、教育基本法、初等中等教育法	基礎教育法	教育法、義務教育法
義務教育年限(*3)	6～15歳の9年間	・6～15歳(州によって異なる) ・9年間から1年間の就学前教育を含めた13年間までのものもあるが、9年間又は10年間とする州が多い ・就学義務開始年齢は6歳からとする州が最も多い  【カリフォルニア州の場合】 ・6～18歳の12年間 (California Education Code)	・5歳～16歳の11年間	・6～16歳の10年間	・6～15歳の9年間(一部の州は16歳までの10年間)	・6～15歳の9年間	・7～16歳の9年間	・6～12歳の6年間
義務教育段階の就学の際の学校選択(*4)	・一般的には通学区域によって就学すべき学校が決められている ・ただし、市町村教育委員会が学校選択制を導入していれば可能 ・なお、就学校を指定された後の変更も可能	・どの学区にある学校でも選択可能(実際は児童の住居に最も近い学区が指定される) ・マグネットスクールやチャータースクールは学区に関係なく、公募によって入学者希望者を募る	・どの学区にある学校でも選択可能(ただし、他に利用可能な学校がある場合)	・学区によって就学すべき学校が決められているが、保護者の希望により変更は可能(初等教育段階は学校選択はできない)	・学区によって就学すべき学校が決められているが、保護者の希望により変更は可能	・学区によって就学すべき学校が決められているが、やむを得ない理由があり、校長が承認すれば変更可能(韓国・初等中等教育法施行令)	・学区によって就学すべき学校が決められているが、保護者の希望により変更は可能	・どの学区にある学校でも選択可能(ただし、他に利用可能な学校がある場合)
義務教育制度の対象となる学校の範囲(私立学校は認可権者等から認可等を受けたものをいう)	・国公立学校 ・ホームスクーリングは認められていない	【カリフォルニア州の場合】 ・公立学校 ・私立学校、ホームスクーリング等は、公立学校就学義務の免除の扱い(ホームスクーリングは私立学校の一形態とみなされる) (California Education Code)	・(地方教育当局が維持する学校種として)コミュニティ・スクール、ファンデーション・スクール、ボランティア・スクールなど ・インディペンデント・スクール(私立学校) ・ホームスクーリング (School Standards and Framework Act 1998)	・公立学校 ・ホームスクーリング等の場合、学区の視学官の監査を受ける(義務教育を家庭で行うことも認められている)(比較教育学研究第41号2010年 フランスの義務教育改革をめぐる論点/藤井穂高)	・公立学校 ・病気等の理由があれば家庭で教育を受けることも可能 (Eurydice National Education System Descriptions Germany)	・国公立学校 (韓国・初等中等教育法施行令)	・公立学校 ・学校以外の施設において学習したいとして申請することも可能	・政府立及び政府補助立学校、教育大臣指定の学校 ・教育大臣が認めれば、ホームスクーリングも可能
義務教育段階の各学校種(名称)(*3)	【初等教育】 ・小学校 【中等教育】 ・中学校 ・中等教育学校前期課程	【初等・中等教育】 ・小学校 ・下級ハイスクール ・ミドルスクール ・上級・下級ハイスクールのうち3年間 ・4年制ハイスクールのうち1年間 州によって異なる	【初等教育】 ・初等学校 ・ファースト・スクール ・プレ・プレパトリー・スクール 【初等・中等教育にまたがるもの】 ・ミドル・スクール ・プレパトリー・スクール 【中等教育】 ・総合制中等学校 ・グラマー・スクール ・モダン・スクール ・アッパー・スクール ・パブリック・スクール等	【初等教育】 ・小学校 【中等教育】 ・コレージュ ・リセ、職業リセ(見習い技能者養成センター)のうち1年間	【初等教育】 ・基礎学校 【初等・中等教育にまたがるもの】 ・総合制学校 【中等教育】 ・ハウプトシューレ ・実科学校 ・ハウプトシューレと実科学校を合わせた学校種 ・ギムナジウム	【初等教育】 ・初等学校 【中等教育】 ・中学校	【初等・中等教育にまたがるもの】 ・総合制学校	【初等教育】 ・小学校 一部の学校は、初等・中等教育にまたがるものもある
義務教育段階の各学校種の性質(修学年限を含む。)(*3)	・小学校:6年制 ・中学校:3年制 ・中等教育学校前期課程:3年制 中等教育学校の修業年限は6年	・6-3(2)-3(4)年制、8-4年制、6-6年制の3つに大別される ・このほか、5-3-4年制、4-4-4年制などがある。 ・最近では、ミドルスクールの増加に伴い、5-3-4年制、4-4-4年制が増えている ・また、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある	・初等学校:6年制(幼児部:2年、下級部:4年) ・総合制中等学校:5年制が基本  (一部の学校) ・ファースト・スクール ミドル・スクール アッパー・スクール  (私立学校) ・プレ・プレパトリー・スクール プレパトリー・スクール パブリック・スクール	・小学校:5年制 ・コレージュ:4年制  リセ等:3年制 ・通常、後期中等教育(リセ等)の第1学年で義務教育が終了(後期中等教育は無償)	・基礎学校:4年制(一部の州では6年制)  ・ハウプトシューレ:5年制 ・実科学校:6年制 ・ハウプトシューレと実科学校を合わせた学校種:5～6年制 ・ギムナジウム:9年制(一部の州では8年制) (各々2年の観察指導段階を含む) ・総合制学校:9～13年制	・初等学校:6年制 ・中学校:3年制	・総合制学校:9年制(前期課程:6年、後期課程:3年) ・任意に総合制学校を1年間延長することができる	・小学校:6年制(1～4年:基礎段階、5～6年はオリエンテーション段階であり教科別習熟度授業(Subject-based Banding)が行われている) (World Data on Education Seventh edition 2010/11 (UNESCO International Bureau of Education))
義務教育段階の各学校種に就学する割合(国公立学校の合計)(*3)	【初等教育】 ・小学校:(688.7万人)  【中等教育】 中学校:99.6%(357.4万人) 中等教育学校:0.4%(1.6万人(前期課程)/2.7万人(全課程)) 平成23年度学校基本調査より算出 中等教育の割合は、中学校及び中等教育学校の生徒数359.0万人を100%として算出	【公立初等学校の形態別割合(平成19年)】 ・3年制又は4年制小学校:6.8% ・5年制小学校:33.8% ・6年制小学校:16.4% ・8年制小学校:8.3% ・ミドルスクール:17.7% ・初等・中等双方にまたがる学校:8.5% ・その他:8.6% 【公立中等学校の形態別割合(平成19年)】 ・下級ハイスクール(3年制又は2年制):9.9% ・上級ハイスクール(3年制):2.4% ・4年制ハイスクール:49.5% ・上級・下級併設スクール(通常6年):10.7% ・初等・中等双方にまたがる学校:20.3% ・その他:7.1%	・原則として無選抜の総合制中等学校が一般的な中等学校の形態で、ほぼ90%の生徒がこの形態の学校に在学している ・一部において、初等学校及び総合制学校に代えてファースト・スクール、ミドルスクール及びアッパー・スクールが設置されている ・初等学校から選抜制のグラマー・スクールやモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある  学校種類別数は不明	【初等教育】 ・小学校:(406.2万人)  【中等教育】 ・コレージュ:(308.8万人)  ・リセ:(144.7万人) ・職業リセ:(70.3万人)  リセ等以上の課程は、義務教育ではないため割合は算出していない	【初等教育】 ・基礎学校:(299.7万人)  【中等教育】 ・ハウプトシューレ:(93.0万人) ・実科学校:(126.3万人) ・ハウプトシューレと実科学校を合わせた学校種:(30.2万人) ・ギムナジウム:(246.9万人)  【初等・中等教育にまたがるもの】 ・総合制学校:(58.3万人) 各州によって制度が異なるが、中等教育段階(例:ブランデンブルク州)が一般的  各州によって学校制度が異なるため、割合は算出していない	【初等教育】 ・初等学校:(347.4万人)  【中等教育】 ・中学校:(200.7万人)	【初等・中等教育にまたがるもの】 ・総合制学校:(57.1万人)	【初等教育】(26.4万人=100%) ・小学校:97.3%(25.7万人) ・初等・中等教育にまたがる学校:2.7%(0.7万人) 初等・中等教育にまたがる学校は、初等教育段階に限定した数値

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	フィンランド(*7)	シンガポール(*8,*9)
教育課程の決定方法(*5)	・国において到達目標・評価方法を画一的に規定はしていないが、教育課程の基準として学習指導要領を定めている	・教育課程の基準については州又は学区の専管事項であり、全国的、統一の基準は存在しない ・多くの州では、各州ごとに到達水準等を示した「教育スタンダード」を策定している	・国が「全国共通カリキュラム」を設定している ・「全国共通カリキュラム」は教師が指導する学習内容を規定する「学習プログラム」と児童生徒の期待される到達度の基準である「到達目標」の枠組みで構成されている	・国が法令により学習指導要領を設定している ・学習指導要領では、学校段階ごとの教育課程の基準として、指導すべき教科名とその配当時間、各教科の教育目標や内容を示している ・各学校では、学習指導要領に従って教育課程を編成している	・各州共通の到達目標である「教育スタンダード」が設定されている ・各州が学習指導要領を設定しているが、「教育スタンダード」を踏まえ、評価規準の内容を追加している	・国が教育課程を設定している ・「国民共通基本教育課程」として目標と内容を学年別に示しており、いくつかの教科については「水準別教育課程」を編成している	・国がねらいや方針の基準が定められたナショナル・コア・カリキュラムを策定し、評価規準を設定している	・各科目ごとに国がシラバス(教育課程)を策定している ・国として、望ましい教育の成果が定められており、具体的には小学校、中等学校、中等学校後の学校段階(キーステージ)における教育の成果を定めている
後期中等教育等との関係(*2)	・中学校の課程の修了が高等学校入学資格となっている ・高等学校に入学するための試験が実施されている	・全ての州で初等中等教育の12年間は、義務教育年限にかかわらず、希望者全員を受け入れる制度がとられている ・小学校あるいはミドルスクールから4年生ハイスクールへ、あるいは下級ハイスクールから上級ハイスクールへ進学する際に、試験等による選抜は行われない	・初等学校から中等学校への進学に際しては、公立校の場合、一部の選抜制の中等学校(グラマー・スクール等)を除いて生徒の能力に基づく選抜は基本的には行われない ・義務教育後段階のシックスフォーム・カレッジへの進学に際しては、学校又は希望のコースにより、例えばGCSE(中等教育修了一般資格)などの成績を入学の要件とする場合もある	・コレッジからリセ又は職業リセへの進学は、コレッジの学級委員会による進路指導を通じて行われ、入学試験は実施されていない	前期中等教育と後期中等教育が一貫して行われているため、高校入試に相当する後期中等教育段階への選抜試験は実施されていない	・高校に入学するために実施される入学選定は、ソウル市や釜山市など都市部においては普通高校進学希望者が抽選によって学区内の高校に振りかけられる ・「高校平準化」を実施している ・「高校平準化」を実施していない地域は、内申書のほか、全教科に対する学力試験が実施される	・上級中等教育学校や職業学校など後期中等教育段階の学校への進学に際して、入学者の選抜が実施されている	・ジュニア・カレッジ(2年間)、中央教育学院(3年間)への進学については、集中配分方式(試験レベルが第一基準、希望コースが第二基準)で決定することが基本となる
指導体制(*2)	・初等教育(小学校):学級担任制(一部の学校では、教科担任制を導入しているところもある) ・中等教育(中学校、高等学校、中等教育学校):教科担任制(英語、数学等個々の生徒の進度の差が問題となる教科においては、習熟度別学級編制や、学級内でのグループ分けが行われる場合もある)	・初等教育(小学校):学級担任制(英語、数学等個々の児童の進度の差が問題となる教科においては、習熟度別学級編制や、学級内でのグループ分けが行われる場合もある) ・中等教育(ハイスクール):教科担任制	・初等教育:学級担任制が一般的(一部に教科担任制もみられるが多くは音楽や体育に限られている) ・中等教育:教科担任制(同時に生活指導担任を配置して生徒の学習や生活面での個人的な指導を行っている)	・初等教育:学級担任制 ・中等教育:教科担任制	・初等教育(基礎学校):学級担任制(音楽や美術等の専門的な能力や技術を要する特定の教科は教科担当教員が授業を行っている) ・中等教育:基本的に教科担任制	・初等教育(初等学校):学級担任制による混合能力学級編制が一般的(児童の習熟度別のクラス分けが実施されている場合もある) ・中等教育(中学校及び高等学校):教科担任制	・総合制学校(1~6年):学級担任制 ・総合制学校(7~9年):教科担任制 ・多様な背景の子どもに対応するために、学級編制は少人数となっているほか、授業を進める中で理解が十分でないと判断された子どもに対しては、補習授業や別室での少人数指導を行うなどの措置がとられている	・前期中等教育は、4年間の中等学校で行われる ・中等学校では、PSLEの結果に基づき快速コース、普通コースに分けられる ・快速コースは修了時に一般教育普通修了資格(GCE-O)の取得試験を受験する ・普通コースは、普通教育課程(アカデミック課程)と職業教育課程(技術課程)に分かれ、修了時に一般教育普通修了資格(GCE-N)の取得試験を受験する ・GCE-Nを優秀な成績で取得した生徒は、さらに1年間就学することでGCE-Oの取得試験を受けることができる ・3つのコース、課程間の移動は、生徒の成績に応じ可能である ・シンガポールでは、小学校より後は、義務教育段階ではないため、指導体制に前期中等教育段階を記載している
教員養成・教員免許取得方法(*6)	・大学(4年)における教員養成が標準 ・資格試験、試補勤務はない(1年間の条件付採用期間があり、初任者研修を義務としている) ・大学での所要単位及び学士等の資格を得た者に授与(申請により都道府県教育委員会が授与) ・学校種・教科別(中・高等学校)の免許状であり、それぞれ専修免許状(修士レベル)、一種免許状(学部レベル)、二種免許状(短大レベル)の3種類 ・免許更新制がとられている	・初等教員、中等教員とも州が認定した4年制大学(一部5年)における教員養成 ・ほとんどの州において資格試験がある(試験の方法、内容は州により異なる) ・試補勤務はない ・各州が免許状を発行している ・免許状は、教育段階別(初等教員免許状、中等教員免許状) ・ほとんどの州において免許更新制がとられている	・大学を中心とする高等教育機関の教員養成課程(3~4年)又は学士取得者を対象とした教職専門課程(1年) ・初等・中等学校に開設されている学校中心教員養成課程もある ・資格試験、試補勤務(新任教員は「イントロダクション」と呼ばれる導入指導プログラムの修了が義務)はない ・教育大臣が認定した養成課程の修了者に正教員としての資格が与えられる ・正教員資格の学校種・教科の別はない ・正教員資格の更新制はない	・教員教育大学センター(2年)(入学要件は修業年限3年の学士取得者、通算5年)における教員養成 ・資格試験(教員教育大学センターの第1学年修了時に教員採用試験を受験、ただし、同センターに在学せずとも受験可)、試補勤務(教員教育大学センターの第2学年)ともある ・教育大臣が認定した養成課程の修了者に正教員としての資格が与えられる ・学校種ごとの教員資格 ・教員資格の更新制はない	・総合大学及びそれと同等の教員養成課程(3年半~4年半) ・資格試験(各州が実施する第1次国家試験)、試補勤務(第1次国家試験合格後に1年半~2年)ともある ・第2次国家試験合格後に州が資格を認定 ・学校種別の資格を認める州と教育段階別の資格を認める州がある(学校種別ごとの方が多い) ・免許更新制はない	・初等教員の養成機関は、国立教育大学(4年制)などである ・中等教員の養成機関は、一般総合大学内の教員養成学部(4年制)、教育学部(4年制)、教育大学院(2年半制)である ・資格試験、試補勤務(初任者研修はない) ・教員資格の更新制はない	・大学の教員養成課程(5年(学部3年制+修士2年制)) ・資格試験、試補勤務はない ・修士の学位(初等教育教員は教育学専攻、中等教育教員は教職科目履修を含む各領域専攻)が教員資格となっている ・教員資格の更新制はない	・学士取得者(学士取得までに3~4年)、一般教育上級修了資格(GCE-A)取得者等が入学検定試験を受験し国立教育大学に入学する ・国立教育大学では一般教員の身分となる ・国立教育大学において学士取得者の場合1年間、GCE-A取得者で学士を取得する場合は4年間、GCE-A取得者で教育ディプロマを取得する場合は2年間の教員養成課程等を受ける ・学士取得者の課程(1年間)、GCE-A取得者で学士取得の課程(4年間)を修了すると初等・中等教員、GCE-A取得者で教育ディプロマ取得課程(2年間)を修了すると初等教員の資格が取得できる ・資格試験、試補勤務はない ・教員資格の更新制はない

\*1(出典)諸外国の教育動向2010年度版 文部科学省 フィンランド、シンガポールを除く

\*2(出典)諸外国の教育の状況 財団法人学校教育研究所/編集・発行 平成18年3月15日発行 (一部更新)

\*3(出典)教育指標の国際比較 平成23年版 文部科学省生涯学習政策局 フィンランド、シンガポールを除く

\*4(出典)図表でみる教育(Education at a Glance)OECDインディケータ 2010年

\*5(出典)諸外国の到達目標の設定状況について 教育課程部会教育課程企画特別部会(第15回)平成18年9月15日 配付資料 資料2 到達目標に関する関連資料 フィンランド、シンガポールを除く

\*6(出典)諸外国の教員 教育調査第134集 文部科学省生涯学習政策局 平成18年3月 (一部更新) フィンランド、シンガポールを除く

\*7(出典)フィンランドの教育 フィンランド国家教育委員会(2009年発行)(フィンランド国家教育委員会のウェブページより)

\*8(出典)Singapore Statutes Online(シンガポール法令集のウェブページ)

\*9(出典)Education Statistics Digest 2011 Ministry of Education(シンガポール教育省発行)、シンガポール教育省ウェブページ